

令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務に係る企画提案競技実施要領

令和8年2月5日

島根県農林水産部林業課

1 目的

水と緑の森づくりの取組等に関する県民への情報発信について、企画提案競技を実施することにより優れた企画提案を求める。

2 企画提案競技の対象とする業務

(1) 委託業務名

令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務委託企画提案競技用業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする

(4) 提案価格の上限額

9,696,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1) 島根県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有する単独法人又は企業グループ（以下「県内法人」という。）であること。

(2) 次の各号を満たす県内法人であること。但し企業グループで参加する場合には、その構成員が次の各号を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、3年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 島根県が賦課徴収する全ての税並びに法人税、消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

キ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。

ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 参加表明書 1部 (様式1)

(2) 誓約書 1部 (様式2)

(令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務に係る企画提案競技実施要領（以下、「企画提案実施要領」という。）の3に該当する旨の誓約)

(3) 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）（企画提案競技実施要領7による）

(4) 会社概要書 1部 (様式3)

（企業グループの場合は、構成員すべてについて各1部）

(5) 法人登記簿謄本又は身分証明書原本又は写し

（企業グループの場合は、構成員すべてについて各1部）

(6) 県税に係る納税証明書原本又は写し

（企業グループの場合は、構成員すべてについて各1部）

(7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書原本又は写し

（企業グループの場合は、構成員すべてについて各1部）

(8) 企業グループ構成書 1部 (様式4)

（企業グループの場合のみ）

5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 持参（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送により提出

(2) 提出書類 企画提案実施要領4のとおり

(3) 提出先 企画提案実施要領12のとおり

(4) 提出期限 令和8年3月5日（木）午後5時必着（郵送の場合も提出期限必着）

6 企画提案競技にかかる質問及び回答

(1) 質問方法 質問書（様式5）を用いて電子メールで提出

(2) 提出期限 令和8年2月17日（火）午後5時必着

(3) 回答 質問者に対してメールにて回答

7 企画提案書

本企画提案競技に参加する者は、次の内容を記載した提案書を提出しなければならない。なお、必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 概要

ア 提案は、1社（グループ）1提案とすること。

イ 企画提案書の規格は、A4版縦型、横書き、本題は10ページまでとし、左綴じとすること。

企画提案書は6部提出すること。（正本1部、副本5部）

(2) 内容

企画提案書には、下記について必ず記載すること。

ア 業務体制

責任者及び各担当者の職・氏名・経歴、連絡体制等を明示すること。

イ スケジュール

具体的な事業スケジュールを明示すること。

ウ 企画提案 「令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務委託企画提案競技用業務仕様書」に基づく企画提案とすること。水と緑の森づくり情報誌の発行や普及イベントの実施等、企画提案は具体的に記載すること。

エ 見積書（見積書押印不要）提案経費の内訳を記載、消費税等の取り扱いを明示すること。

8 選定審査の実施

選定審査は、別に設置する「令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務委託先候補者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、応募資格に満たない者又は提案価格の上限額を超える者は、失格とする。又、提案者が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。

(1) プレゼンテーション審査日

令和8年3月24日（火）午前

(2) プレゼンテーション

1 提案20分以内、ヒアリング10分程度とし、提案者の説明開始時間、会場等の詳細については別途連絡する。

(3) 評価方法

ア 書類審査

業務実施体制、進行管理、提案内容、実現性、女性の活躍推進に向けた県内事業者の受注機会の増大に関する取組方針の対象事業者について別紙「評価基準」により評価点（100点満点）を付与する。

イ 提案審査

業務実施体制、進行管理、提案内容、実現性、意欲について別紙「評価基準」により評価点（100点満点）を付与する。

(4) 候補者選定

審査委員会の結果、最高審査評価点獲得者を委託先候補者とする。なお、同点の場合、審査委員長によるくじ引きで決定する。

(5) 審査選定結果の通知

提案者に対して文書で通知し、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(6) 参加料

審査参加者に対し、参加料として5,000円を支払うこととする。なお、委託契約者に対しては、支払わない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき
- (4) 提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかつたとき

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

ただし、令和8年度当初予算が成立しなかった場合等は、契約を行わないこととする。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払い

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他

別途委託先候補者と協議して定める。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- (2) 提案された企画案は、他の参加表明者に対して非公開とする。
- (3) 提案された企画案の知的所有権は、当該提案者に属する。
- (4) 契約にあたり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、島根県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 成果物の著作権は、委託料の支払いが完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって島根県に譲渡されるものとする。
- (6) 委託契約の支払いについては、島根県会計規則に基づき支払うものとする。
- (7) 災害等で日程変更、中止をする場合がある。

12 提出・問い合わせ先（事務局）

島根県農林水産部林業課水と緑の森づくり係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-5166 FAX: 0852-26-2144

E-mail:mizumori@pref.shimane.lg.jp